No.	計画案ページ	章			修正	前					修正	後			修正理由
1	5	第2章 津波避難計画	指定過れている 場所 <u>、</u>	指定避難所(場所)が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を次表のとおり指定避難所及び津波時指定緊急避難場所、津波避難ビルとして指定する。 なお、避難困難地域の対策として、新たな施設設備について検討し					指定避 保されて 難場所 <u>(</u> なお、過	難所・指気 いる場所を 単波避難 壁難困難よ	定緊急避難場所 医緊急避難場所と を次表のとおり指定 でル、準波避難を 也域の対策として 地域の対策として	<u>:して</u> 必要 な 安全 定避難所及び ワーを含む。) l	全性や機能 車波時指定 ご指定する	緊急避。	所要の修正
2	8	第2章 津波避難計画	番号	表 所在地	::津波時指定緊急	急避難場所一門 所在地	覧 収容可 能人員	高さ (m)	番号	表	::津波時指定緊然 施設名	急避難場所一覧	覧 収容可 能人員	高さ (m)	所要の修正 (指定緊急避難 場所の追加指定
			92 追加 追加	野石 追加 追加	八ツ面 朋友館	野石字箒 台36	40	17	92 93 94	野 石 椿	ハッ面朋友館鵜ノ崎散策道船川港津波 避難タワー	台 36 船川港台 島字鵜/崎 62-1	200 84	17 <u>28</u> <u>11</u>	に伴う修正)

No.	計画案ページ	章		修	正	前			修正	後		修正理由
3	9	第2章 津波避難計画	新設						表:津波避難タワー	-一覧		所要の修正
							番号	<u>所在地</u>	施設名	<u>所在地</u>	収容可能	(津波避難タワ
											人員	ー建設に伴う修
							<u>1</u>	船川	船川港津波避難	船川港船	<u>84</u>	正)
									<u>タワー</u>	川字外ヶ		
										<u>沢地内</u>		

No.	計画案ページ	章			修正前					修正後			修正理由
4	10	第3章 初動体制	1. 防災· 地震及		こ対する 市町村 の防災体制は、ど	大のとおり)である。		防災体制 波に対す	る 男鹿市 の防災体制は、次のとおり	である。		所要の修正 (地域防災計画
			名称	動員	設置基準	主要業務	構成員		称 動		主要業務	構成員	との整合性を図ったことに伴う修
			男鹿市災害対策本部 男鹿市災害対策警戒部	第2動員 第1動員	1.市域で震度 6 弱以上の地 震が発生したとき 2.大津波警報が気象庁から 発表されたとき 3.住民の生命、身体、財産 に基大な被害をもたらす災 害が発生し、又は被害が拡 大するおそれがある場合 1.市域で震度 4 の地震が発 生した場合 2.津波注意報が気象庁から発 表されたとき 表されたとき	略略	略	エンタ コマンデュメタシ スコロ	男疤 市 炎 害 寸 策 本 邪	3.津波により相当規模以上 の災害が発生し、または発 生する恐れがある場合 4.その他市長が必要と認め たとき 1.津波注意報が気象庁から 発表されたとき 2.津波警報が気象庁から発	略	略	正)
								字 有 开立	養養	表されたとき			

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由
5	11	第3章 初動体制	2. 職員の 連絡・参集 体制	2. 職員の 動員・配備 体制	所要の修正
			勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場	職員の動員・配備体制は、男鹿市地域防災計画及び男鹿市職員	(地域防災計画
			合の職員(消防機関を含む)の連絡・参集体制は「地域防災計画に	初動マニュアルに基づき、次のとおりとする。	及び職員初動マ
			定めるもののほか、次による。	(1) 勤務時間	ニュアルとの整
			なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行	ア 勤務時間内の配備体制は、庁内放送、防災行政無線、電話、	合性を図ったこと
			うこと原則とする。	その他適切な方法により伝達する。	に伴う修正)
				_イ 各職員が所属場所で初動活動を行う。	
				(2) 勤務時間外(休日・退庁後)	
				ア 勤務時間外の配備体制は、配備指令の段階により電話・防災メ	
				ール等にて伝達する。	
				_ イ 配備指令に基づき、速やかに初動活動を行う。	
				_ ウ 災害対策本部等の設置基準(10ページを参照)に該当する津	
				波情報が発表されたとき、又は災害の発生を覚知したときは、配	
				備指令を待たずに、直ちに所属部課所等に参集する。	

5 11 第3章	to the state of							
	3章 初動体制	勤務時間内 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地震 総震 (内線電話)	 中間外 (原則自動参集) ・ 津波の情報受理 → は ・ で 直着 → は ・ は<th>○動員指示の伝達系統 防災 班 (総務課を機管署案員) 報告 当 直 者 (動務時間外)</th><th>申 防災主幹部長 (総務企画部長)</th><th>補防機関</th><th>所要の修正 (地域防災計画 との整合性を図ったことに伴う修 正)</th>	○動員指示の伝達系統 防災 班 (総務課を機管署案員) 報告 当 直 者 (動務時間外)	申 防災主幹部長 (総務企画部長)	補防機関	所要の修正 (地域防災計画 との整合性を図ったことに伴う修 正)
6 12 第3章		3. 避難誘導等に従事する者 (2) 海面の監視 大津波警報・津波警報・津 防署及び消防団は、次の箇 監視場所 男鹿地区消防署 (通信指令室) 門前駐車場 脇本城跡 安田町内会館	波注意報 が発表	された場合、 <u>市職員、消</u>	3. 避難誘導等に従事する (2) 海面の監視 強い地震(震度4程度以 報が発表された場合、消配の箇所等で海面の監視を 監視場所 男鹿地区消防署 (通信指令課室内) 門前駐車場 脇本城跡	<u>(上)を感じた時や</u> 坊団員等は、 <u>安全</u>	津波注意報等の津波情	所要の修正

No.	計画案ページ	章	修	正前	Ī		修	正後	É	修正理由
6	12	第3章 初動体制		r				1		誤記の訂正等
			監視場所	連絡手段	担当	監	視場所	連絡手段	担当	
			男鹿地区 <u>消防北分署</u>	消防無線	男鹿地区消防署	男鹿地区	肖 <u>防署北分署</u>	消防無線 <u>等</u>	男鹿地区消防署	
			加茂青砂神社	携帯無線	消防団第 11 分団	加茂青砂	神 社	携帯無線 等	消防団第 11 分団	
			※ 各消防団は 上記の場所	に限らず、海面の)監視を安全な場所を確	※ 上記の場	易所に限らず、>	- 毎面の監視を安全	とな場所を確保し、行うも	
			保し、行うものとする。			のとする。				
			※ 市職員は国土地理院 験	男鹿験潮場(戸	賀塩浜)の観測データ等	※ 市職員/	は国土地理院男	鹿験潮場(戸賀	塩浜)の観測データ等の	
			の情報収集に努めるものと	とする。		情報収集は				
7	13	第4章 避難指示等の	1. (新設)			1. 津波警幸	所要の修正			
		発令				気象庁(私	火田地方気象台)は、津波によるタ	災害の発生が予想される	
						場合には、は	也震が発生して	から約3分を目標	に大津波警報、津波警	
						報又は津波	注意報を発表す	<u> </u>		
						これらの気	気象台からの情!	報は、市及び防災	関係機関等へ伝達され	
						<u>る。</u>				
						これらの情報	根を市防災行政	無線や報道関係	機関等の協力を得て住	
						民に周知す	<u>る。</u>			
			表 (新設)			表 (略)				

No.	計画案ページ	章		修正	前		修正	後	修正理由
8	14	第4章 避難指示等の 発令		っては、 <u>防災情報メール</u>	や 秋田県総合防災情報シ 、、次のように伝達する。			災情報システム <u>や</u> 全国瞬時 E達する。	所要の修正
				防災行即サイレン	改無線放送 音声放送	津波警報等の種類	防災行サイレン	政無線放送音声放送	
			大津波警報	3 秒吹鳴、2 秒休止 ×3 回 5 秒吹鳴、6 秒休止 ×3 回	秋田県の沿岸に大 津波警報が発表され ました。 直ちに避難場所や 高台など、安全な場所 に避難せよ。 秋田県の沿岸に津 波警報が発表されまし た。 直ちに避難場所や 高台など、安全な場所 に避難せよ。	大津波警報	3 秒吹鳴、2 秒休止 ×3 回 5 秒吹鳴、6 秒休止 × <u>2</u> 回	こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 大津波警報。大津 波警報。ただちに高台 に避難してください。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 津波警報が発表さ れました。海岸付近の 方は高台に避難してく ださい。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。	

No.	計画案ページ	章		修正	前		修正	後	修正理由
9	14	第4章 避難指示等の							所要の修正
		発令		防災行	政無線放送	津波警報等の	防災行	政無線放送	
				サイレン	音声放送	 <u>種類</u>	サイレン	音声放送	
			津波注意報	10 秒吹鳴、2 秒休	秋田県の沿岸に津	津波注意報	10 秒吹鳴、2 秒休	こちらは、ぼうさい	
				止×2 回	波注意報が発表され		止×2 回	おが こうほうです。	
					<u>ました。</u>			津波注意報が発表	
					直ちに避難場所や			されました。海岸付近	
					高台など、安全な場所			の方は注意してくださ	
					に避難せよ。			<u>V</u>	
								こちらは、ぼうさい	
								おが こうほうです。	
						※ サイレンと音声	放送は3回繰り返す。		
10	14	第4章 避難指示等の	2 . 避難指示 (緊急	<u>。)</u> の発令基準		<u>3</u> . <u>避難指示</u> の発	令基準		No.7 の新設に伴
		発令	(1) (略)			(1) (略)			う番号繰り下げ
			(2) (略)			(2) (略)			及び所要の修正
			(3)発令にあたっ	ての留意事項		(3)発令にあたっ	ての留意事項		
			津波災害は、危	険地域からの一刻も早	い避難が必要となることか	津波災害は、危	険地域からの一刻も早	い避難が必要となることから	
			ら、 <u>「避難準備・高</u> 値	駗 者等避難開始」「避難	勧告」は発令せず、基本的	「 避難指示」 のみを	発令するものとし、首長	が不在等の場合であって	
			には「避難指示(緊	《急)」 のみを発令するも	のとし、首長が不在等の場	も、発令が遅れない	, Do		
			合であっても、発令	が遅れないよう留意す	るものとする。				

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由
11	15	第4章 避難指示等の	3. 避難指示の情報	<u>4</u> . 避難指示の情報 <u>伝達</u>	No.7の新設に伴
		発令	(昭各)	(昭)	う番号繰り下げ
			(1) 避難指示等の伝達	(1) 避難指示等の伝達	及び所要の修正
			①住民への伝達	①住民への伝達	(津波フラッグを
			・防災行政無線放送(サイレン吹鳴)及び防災情報メール等により	・防災行政無線放送(サイレン吹鳴)及び防災情報メール等により	用いた伝達を追
			伝達する。	伝達する。	記)
			・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。	・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。	
			・ <u>町内会(自主防災組織)会長</u> や地区消防団員及び関係機関等	・ 自主防災組織代表者(町内会長) や地区消防団員及び関係機	
			へ電話等で連絡する。	関等へ電話等で連絡する。	
			②教育機関への伝達	②教育機関への伝達	
			(呼各)	(昭各)	
			③海水浴客、観光客等への伝達	③海水浴客、観光客等への伝達	
			・海水浴場等の観光客には、防災行政無線 での周知及び海浜管	・海水浴場等の観光客には、防災行政無線 等を活用し呼びかける	
			理者が拡声器等をもって呼びかける。	ほか、津波フラッグを用いて伝達する。	
			・ホテルや水族館周辺の観光客には、防災行政無線での周知及	・ホテルや水族館周辺の観光客には、防災行政無線や各施設管	
			<u>び</u> 各施設管理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。敷地内の	理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。敷地内のみならず、	
			みならず、施設周辺もあわせて呼びかける。	施設周辺もあわせて呼びかける。	

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由
12	15	第4章 避難指示等の発令	(2) 避難指示の伝達内容(伝達文の例) ○大津波警報・津波警報が発表された場合 ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■ただちに、高い場所に避難せよ。 ○強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合 ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■強い揺れの地震がありました。 ■津波が予想されるため、ただちに、高い場所に避難せよ。 ○津波注意報が発表された場合 ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■海は注意報が発表された場合 「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■海は注意報が発表されました。 ■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難せよ。	(2) 避難指示の伝達内容(伝達文の例) ○大津波警報・津波警報が発表された場合 ■緊急放送、緊急放送、大津波警報(又は津波警報)が発表されたことに伴い避難措示を発令します。 ■ただちに、高い場所に避難してください。 ○津波注意報が発表された場合 ■緊急放送、緊急放送、津波注意報が発表されました。 ■津波注意報が発表されたことに伴い避難指示を発令します。 ■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。	所要の修正

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由
13	17	第5章 平常時の津波	2. 津波防災意識の啓発	2. 津波防災意識の啓発	所要の修正
		防災教育·啓発	(1)ハザードマップの作成・配布	(1)ハザードマップの作成・配布	(自然災害伝承
			(昭各)	(昭)	碑に関する内容
			(2)ホームページの作成	(2)ホームページの作成	を追記)
			(昭各)	(昭各)	
				(3)自然災害伝承碑の周知	
			新設	市内に存在する6つの自然災害伝承碑は、過去の津波災害等に	
				よる被災状況や災害教訓等が刻まれていることから、自然災害伝承	
				碑の碑名、碑文内容等をホームページや防災講習会等により周知	
				し、地域住民等の津波防災意識の向上を図る。	
			(3)津波避難場所誘導看板等の設置	(4)津波避難場所誘導看板等の設置	
			(略)	(略)	
			(4)自主防災組織の育成	(<u>5</u>) 自主防災組織の育成	
			(照各)	(照各)	
			(5)防災リーダーの育成	(6)防災リーダーの育成	
			消防団員、自主防災組織、ボランティア等の 防災担当者 の中から、津	消防団員、自主防災組織、ボランティア等の 防災に携わる者 の中か	
			波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成	ら、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材	
			をする。	の育成をする。	

No.	計画案ページ	章		修正	前			修正	後		修正理由	
14	20	第7章 要配慮者等の	第7章 避冀	行動要支援者 の避難対策	į		第7章 要	配慮者等 の避難対策			所要の修正	
		避難対策	1. 避難行動	助要支援者 の避難対策			1. 社会権	祉施設等 の避難対策			(誤記の訂正)	
			避難対象均	地域内の 避難行動要支援	觜 の 居住者 支援に	は、次により行	避難対	象地域内の <u>社会福祉施設等</u>	の 施設利用者 支	接は、次により		
			う。				行う。					
			(1)施設 居住	主者			(1)施設 <u>₹</u>	川用者				
			市、福祉施	記管理者及び関係機関に	は、避難生活にある	る <u>避難行動要</u>	市、福祉	施設管理者及び関係機関	は、避難生活にあ	る <u>社会福祉施</u>		
			支援者 の精	神的、身体的及び社会的特	寺性に配慮した災	害情報等の	設等の施					
			的確な伝達	確な伝達手段の確立に努める。 また、 遊蘇行動要支援者 の中には避難行動をとることができる者も				害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。				
			また、 <u>避難</u>	また、 <u>避難行動要支援者</u> の中には避難行動をとることができる者も				また、 <u>社会福祉施設等の施設利用者</u> の中には避難行動をとることが				
			いる。多様な	いる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の				できる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等				
			負担を軽減	負担を軽減することにつながることから、市は多様な情報伝達の手段				関係者の負担を軽減することにつながることから、市は多様な情報伝				
			を確保する。				達の手段					
			避難行動	要支援者施設の避難計画に	は、次のとおりであ	う る。	社会福	业施設等 の避難計画は、次の	のとおりである。			
			施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者	施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者		
				(略)				(略)				
			※上記施設	は、津波浸水 <u>内</u> にある入	所型の施設を記	載している。	※上記施	設は、津波浸水 想定区域内	1 にある入所型の	施設を記載し		
			※上記避難	場所のなかには階段を係	 巨用しなければか	ならない場所	ている。					
			もあるた	もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を			iを ※上記避難場所のなかには階段を使用しなければならない場所					
			使用し、	使用し、津波浸水 <u>想定外</u> へ避難することを推奨する。			もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を使					
							用し、津波浸水 <u>想定区域外</u> へ避難することを推奨する。					

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由
15	21	第7章 要配慮者等の	(2)在宅者	(2)在宅者	所要の修正
		避難対策	(略)	(略)	(誤記の訂正)
			①安否の確認	①安否の確認	
			在宅の高齢者、 <u>外国人</u> 、障がい者等の <u>災害時要支援者</u> の安否や	在宅の高齢者、障がい者等の <u>避難行動要支援者</u> の安否や所在の	
			所在の確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員	確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員児童	
			児童委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努める。	委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努める。	
			②避難誘導・救助	②避難誘導・救助	
			<u>災害時要支援者</u> の避難誘導や救助に <u>当</u> たっては、津波到達津波	避難行動要支援者 の避難誘導や救助に あ たっては、津波到達津	
			到達時間内の災害対応を厳守しながら、町内会、自主防災組織等	波到達時間内の災害対応を厳守しながら、町内会、自主防災組織等	
			の協力を得て安全かつ迅速避難できるよう努める。	の協力を得て安全かつ迅速避難できるよう努める。	
16	21	第7章 要配慮者等の	2. 観光客等の避難対策	2. 観光客 ・港湾従事者 等の避難対策	所要の修正
		避難対策	観光客・旅行客等の避難誘導については、津波時避難場所や避難	(1)観光客・レジャー客等	
			方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内看板	観光客 <u>・レジャー客</u> 等の避難誘導については、津波時避難場所や	
			を設置 <u>したり</u> 、ハザードマップ及び <u>緊急避難場所</u> を市ホームページに	避難方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内	
			記載 し、周知を図る。	看板を設置 <u>するほか、</u> ハザードマップ及び 指定緊急避難場所 を市ホ	
				ームページ 等 に 掲載 し、 避難場所や浸水想定区域の 周知を図る。	

No.	計画案ページ	章		修正前		修正後			修正理由
17		第7章 要配慮者等の 避難対策	また各施設・海岸 <u>の</u> 避難計画は、次のとおりである。			主な施設・海岸等における避難計画は、次のとおりである。			所要の修正
		近無刈 朿	施設•海岸	緊急避難場所等	誘導者	施設·海岸	緊急避難場所等	誘導者	
			スーパーセンター	船越近隣公園	アマノ店員	スーパーセンター	- 船越近隣公園	アマノ店員	
			アマノ			アマノ			
			マックスバリュ男鹿	脇本近隣公園	マックスバリュ	マックスバリュ男	鹿 脇本近隣公園	マックスバリュ	
			店		店員	店		店員	
			JR 男鹿駅	泉台街区公園	JR 男鹿駅駅	JR 男鹿駅	嶺徳院境内	JR 男鹿駅駅	
					員			員	
			JR羽立駅	老人ホーム寿恵園前	秋田観光バス	(削除)	(削除)	<u>(削除)</u>	
					<u>㈱職員</u>				
			鵜の崎海岸	鵜の崎灯台	消防団第2分	(削除)	(削除)	<u>(削除)</u>	
					<u>団</u>				
			男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員	男鹿水族館 GAG) 戸賀湾展望公園	GAO 職員	
			五里合海水浴場	海水浴場第2駐車場	海水浴場管理	(削除)	(削除)	<u>(削除)</u>	
				海水浴場第3駐車場	者				
			宮沢海水浴場	上山	海水浴場管理	宮沢海水浴場	上山	海水浴場組合	
					者				

No.	計画案ページ	章	修	正	前	修 正 後	修正理由
18		第7章 要配慮者等の				2. 観光客 <u>・港湾従事者</u> 等の避難対策	所要の修正
		避難対策	新設			(2)港湾従事者等	(津波避難タワ
						港湾においては、立地・利用企業の就労者、船舶関係者、港湾利	ー建設に伴い、
						用者等の様々な目的の多様な利用者が存在することから、県と連携	港湾従事者等の
						し、津波による浸水から生命・財産を守るための津波避難タワー及び	避難対策を追
						漂流物対策施設の整備等を推進するとともに、港湾従事者等を対象	記)
						とした避難訓練を行い、円滑な避難経路の確認や避難場所の周知を	
						図る。	
						港湾区域における避難計画は、6ページから8ページに記載の津	
						波時指定緊急避難場所一覧を参照のうえ、最寄りの避難場所を選択	
						する。	